



アメリカで出版されている日本人向けの雑誌をめぐっていると、「飲酒運転の弁護を引き受けます」といった内容の広告がよく目につく。

「飲酒運転またはドラッグ運転で逮捕されると、免許停止、免許取り上げなどの原因で職を失ったり、自動車保険の掛け金を上げられたりキャンセルされたりします。刑務所に入れられて、名声を失ってしまうことにもなりかねませんが、経験豊富な弁護士ならうまく弁護できます。当方は経験豊かで行動派の弁護士です。あなたのようにごく一般の方で、飲酒運転で起訴された方の弁護に力を注いでいます」

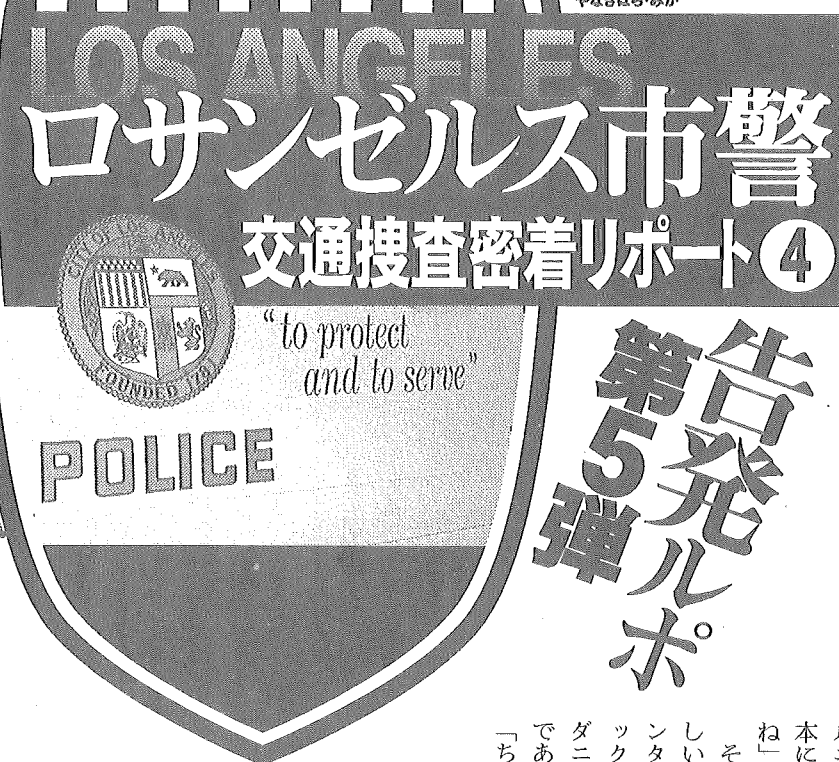
そして、広告コピーの横には、たいして弁護士顔写真も掲載されていない。

日本では、飲酒運転で死亡事故を起こしても、他の交通事故と同様に「過失致死罪」として処理されるが、アメリカ・カリフォルニア州では、「殺人」と同じく重罪に問われるという。最近では日本でも、「飲酒運転は過失でなく故意ではないか」と主張し、アメリカ並みに刑罰をもっと重くすべきだという声も高まっている。ロス市警察で飲酒運転取り締まりの実態を取材した。

日本には「弁護士の広告」というものが存在しないので、見ているだけで興味深かったが、それ以上に驚かされたのは、飲酒運転に対する目米の感覚の違いだ。

やひき逃げ、また明らかに薬の副作用が原因となっているケースが数多くあった。それらはまさに、「起こるべくして起こった」といえるものだったが、日本では、たとえ飲酒運転で人命を奪っても、加害者はほかの交通事故と同じく「過失」として送検され、最高で五年の懲役。大半が罰金のみ

ジャーナリスト
柳原三佳
やなぎはらみか



略式処分か、懲役一年前後(執行猶予付きも多い)という軽い処分が終わっているのが現状なのだ。

ところがカリフォルニア州では、酒を飲んで運転すると、たとえ事故を起こしていなくても逮捕される可能性が高い。

「たしかに、アメリカ、特にカリフォルニア州の飲酒運転取り締まりは、日本に比べるとかなり厳しいと思いますね」

そう語るのには、交通事故の問題に詳しい、カリフォルニア州オレンジ郡サンタアナにある「ステイブンス、マックワイヤー&リゼオ法律事務所」のダニエル・P・ステイブンス弁護士である。

「ちなみに、私たちのオフィスで扱っているアメリカ在住の日本人の刑事事件のうち、九割以上は飲酒運転がからんでいます。日本人にはもともと、飲酒運転が犯罪になるというコンセプトがないので、アメリカでも、日本にいたるときと同じように、軽い気持ちで運転してしまうのかもしれない」

ステイブンス弁護士の話を聞きながら、私は日本語で書かれた数多くの弁護士広告の意味を理解することができた。

ステイブンス弁護士は続ける。

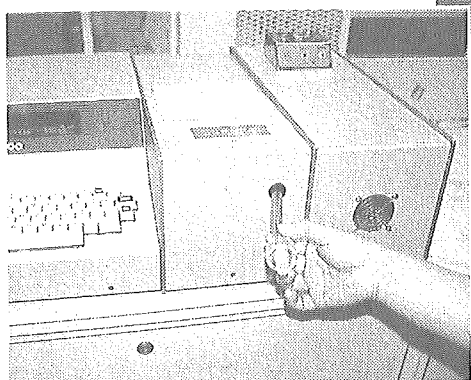
「飲酒運転は、事故を起こす可能性がとて高くなり危険です。また、この種の交通事故というのはい方の起こる事が多く、被害者は自分の身を守ることができません。実際にカリフォルニア州では、社会的に高い地位にある人や無防備な子供たちが、飲酒運転によって大勢殺されてきたことから、飲酒や薬物運転に対する刑罰を年々厳しくしてきました。」

現在は、飲酒運転で逮捕されたら、私たち弁護士がどうあがいても、最低四十八時間は留置場から出ることはできません。もちろん、それ以上拘留されることも珍しくはないのです。飲酒の違反を繰り返したら、二回目は必ず刑務所行き。免許の取り上げや罰金はもちろん、半年以上にもおおよぶ強制労働ランディアなどの処罰もあります」

ロサンゼルス市警察(LAPD)本部の施設。

建物の奥には窓に鉄格子のはめられたドアが並んでいる。警察官がそのうちのひとつである取調室のインターホンを押すと、重厚なドアのロックが解除された。ドアを閉めると、また自動的にロックがかかった。

呼吸でドライバーの血中アルコール含有量を調べるテスター(下)。右は逮捕された被疑者の顔写真を撮るためのカメラ



ドアを開けていきなり目に飛び込んできたのは、手錠をかけられたラテン系の男だった。一目で泥酔状態とわかるその男は、真っ赤に充血した目を警察官のほうに向けながら、観念したような表情で、呼吸を測定するテスターの前に座っている。

その男の言葉に合わせ、スペイン語で取り調べに当たっていた警察官は、

飲酒に厳罰主義 ひき逃げなら懲役20年

こう語った。

「彼のアルコール含有量は、二・〇四%。かなりの量の酒を飲んで運転していたようです。この数値だと、まず刑務所行きは免れないでしょうね……」

アルコールの含有量 年間で違法限度に差

カリフォルニア州では、血液中のアルコール含有量が〇・〇八%以上の状態で運転することは違法とされている。それ以上の数値が出ると、事故を起こしていなくても起訴されるといわれる。

「酒量と血中の含有量は、体重などによっても個人差が出ますが、ビールだと十二対の瓶(日本の三五〇ミリリットル缶と同じくらいの量)を一時間で四杯(五本、ウイスキーのショットで四杯飲むと、だいたい〇・〇八%に達するといわれています)」

ただし、カリフォルニア州では、ドライバーの職業や年齢によって、違法となる血中アルコール含有量も異なってくる。たとえば、商用車を運転している場合は〇・〇四%以上で違法。ドライバーが二十一歳以下の場合には〇・〇一%以上で逮捕という厳しさだ。

もし、飲酒運転で事故を起こしたら、本人はもちろん、そのドライバー

に酒を提供した店も取り調べられ、罰せられる。

また、アルコールだけではなく、麻薬、睡眠薬、下剤、風邪薬、アスピリンなどを服用して運転に影響が出ている場合も、血液検査の対象になるという。

「もちろん、酒の酔い方には個人差があります。アルコール含有量が違法値に達しておらず、最終的に検事局で不起訴にするようなケースでも、その時点でふらふらしていて、私たちが運転は危ないと判断した場合は、いったん逮捕することもあります。LAPDのオフィサーは訓練されているので、目を見れば危険かどうかわかるのです」

ちなみに、日本では血中アルコール濃度が0.05%以上で酒気帯び運転とみなされるが、事故などがなければ罰金や違反点数の加算といった行政処分のみで終わってしまい、刑事処分を受けることはほとんどない。

さらに、カリフォルニア州では車の中に栓の開いたアルコール飲料を持ち込むことも固く禁止されているという。車の中に持ち込んでよいアルコール類は、栓がしっかりと閉じられ、中身が容器いっぱいに入っているものに限られる。もし、開封したアルコール飲料を車の中に持ち込む場合、その容器はトランクなど普段使わない場所に

しまっておかなければならない。飲酒自体を禁止されている二十一歳未満のドライバーの場合は、両親か保護者の同伴がなければ、車の中に酒類を積むことすらできないのだ。もちろん、バス、タクシー、キャンピングカー、モーターホームの乗客や、仕事で酒類を運送する場合には、この法律は適用されない。

説明を受けている間にも、ここには酒酔いドライバーが次々と連行されてくる。

「シーズンによっても違いますが、週末は本部だけでも五十〜百人くらいは逮捕しますね」

警察官はそう説明しながら、次に取調室の中を案内してくれた。

まず、入り口の右側には尿検査用のトイレがあった。左側にはベッドが設置され、看護婦が常駐するスペースがあった。ここは血液を採取するときに使うらしい。そして正面には、呼吸を吹き込むテストターが置かれている。

「カリフォルニア州では、逮捕者のアルコールの含有量を、呼吸、血液、尿のいずれかでテストします。逮捕者はテストを拒否することもできるので、拒否した場合は、DMV(Department of Motor Vehicles)日本の陸運局、公安委員会にあたる車両管理局)に、免許証を六カ月間保留されてしま

います。また、この段階では弁護士を呼んで同席してもらうことはできないし、後の裁判でもテストを拒否したことが非常に不利になってしまうのです」

アルコールは時間の経過とともに消えていく証拠だけに、逃げ得は絶対許さないという厳しさがうかがえる。

「では、これから留置場のはうへへご案内しましょう。飲酒運転で逮捕され、調書を取られたドライバーは、最低四十八時間、これからお見せする場所に

飲酒運転は重罪に！ 立ち上がった市民ら

私たちは警察官の後について、さらに建物の奥へと移動した。中からは酒や薬におぼれた男たちの奇声が聞こえてくる。

留置場となっていたその場所は、四畳半から八畳くらいまで大小五つの殺風景な小部屋に分かれており、いずれも鉄格子とガラスで厳重に仕切られていた。壁や床はコンクリートの打ちっばなし。入り口ドアの鉄格子は、外側に押されるかたちで大きく曲がっている。

中には、細長い平均台のようなベンチと、むき出しの便器がある。そし

て、落書きだらけの壁には、トイレットペーパーと黒い電話機が設置されているだけだった。

もちろん、留置場は一人部屋ではない。その日、一〇二号室には四人の男が一緒に拘留されていた。ベンチに横たわる者、床に寝そべる者、鉄格子にしがみついている奇声を発しながらニヤニヤ笑う者……

留置場の中央には、被疑者の顔写真を撮影するためのカメラと背景のスクリーンがセットされ、その横には大きなコンピューターが三台設置されていた。

「これは被疑者の指紋を認識し、データベースとして蓄積する、テンプリンターというコンピューターです。逮捕された者はここで必ず両手の指紋をとられるのですが、この部分に指を当てただけで、指紋のパターンから過去の犯罪歴などがすべて明らかになります。このデータは本人の死亡が確認されるまで、何十年間も保存され続けるんですよ」

警察官はそう話しながら、実際に指紋をプリントアウトして見せてくれた。

それにしても、このような場所に長時間拘留されるといのは、それだけでもかなり過酷である。しかも、ここから出された後は、犯罪者として厳し

い刑事処分を受けなければならない。カリフォルニア州では飲酒運転がいかに卑劣な行為として扱われているか。そういえば、MADD(Mothers Against Drunk Driving)飲酒運転に反対する母親たちの会(会)という市民運動の会が発足したのも、ここカリフォルニア州である。

一九八〇年、当時十三歳の娘を、飲酒運転常習者にひき逃げされ殺された母親が、加害者のあまりに軽い刑事処分に怒り、被害者の立場から「飲酒運転は重罪にすべき」と立ち上がった。MADDという頭文字は、いうまでもなく、MAD(頭にきて)という単語を意識してつくられたものである。

二十年前のアメリカは、まだまだ飲酒運転には寛容で、今の日本と同じく、飲酒運転で事故を起こしても実刑はほとんどないという状況だった。しかし

「殺人」と同じに扱う ひき逃げの死亡事故

前出のステイブンス弁護士は次のように語った。

「このような運動に関しても、カリフォルニアはいちばん先頭に立ってきました。ここ十五年くらいで本当に変わりましたね。今では、飲酒運転をするだけで軽犯罪ですから、飲酒運転で死亡事故を起こしたら重犯罪になる可能性がかなり高く、一生涯の免許停止や長期にわたる懲役刑などが待ち構えて

います。さらにこれが「ひき逃げ」ということになれば、もとの事故すらも故意にやったのではないかと推定されてしまう、つまり殺人と同じように扱われるのです。

アメリカでは、検察官のトップは国民の投票で決まります。しっかりと起訴しているかどうか、国民の目が光っていますので、いい加減なことはできません。もし、ちゃんと起訴が行われていなければ、その場で職を失ってしまいますからね」

現在、私が取材中のひき逃げ死亡事故の中には、周囲の証言からも明らかに飲酒状態だった加害者が、事故後逃走したためにアルコールの検知ができず、結局「飲酒運転」では立件されなかったという例がある。

また、別の飲酒ひき逃げ死亡事故では、昨年末、加害者に一年六月の実刑

判決が言い渡されたが、加害者はそれを不服として現在控訴しているという。この加害者は過去にも飲酒運転で捕まっていた。

(財)交通事故総合分析センターの調べによると、日本で起こっている夜間の交通事故の四件に一件は飲酒がらみ。また、ひき逃げをした運転手に逃げた理由を聞いたところ、約三割が、「飲酒運転が発覚することが怖かったから」と答えたという。

「飲んでひき逃げしたら殺人と同じ」というカリフォルニア州の考え方を、いかに日本にも導入できないものか。私はこのような悪質な事故で肉親を失った遺族に出会うたびに、そう願わざるを得ない。

取材協力・田中卓 (おわり)

ベルリンへの長い旅

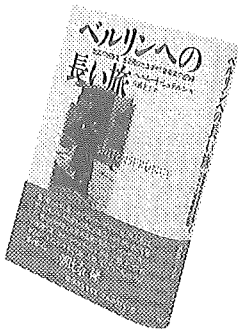
戦乱の極東を生き延びたユダヤ人音楽家の記録

ヘルムート・シュテルン

真鍋孝子訳

定価 本体2,800円十税 四六判上製 344頁 ISBN4-02-25729-3

亡命して旧満州で少年時代を過ごした元ベルリンフィルの首席ヴァイオリニスト。戦後、イスラエル、アメリカを経て故郷ベルリンへ戻り、ハルビンで出会った指揮者朝比奈隆と再会する。



朝日新聞社

●お求めは書店、ASA(朝日新聞販売所)でどうぞ。

柳原三佳さんの告発ルポをまとめた『これでいいのか自動車保険』朝日新聞社刊、定価・本体一三〇〇円が好評発売中です